

令和5年度 深沢地区事業区域周辺道路整備計画検討業務委託 仕様書

1 総 則

本仕様書は、「令和5年度 深沢地区事業区域周辺道路整備計画検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目 的

深沢地域整備事業（以下「本事業」という。）は、鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の都市拠点形成を目指し、新しいまちづくりを進めている。

本業務は、平成16年（2004年）9月に策定した「深沢地域の新しいまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）に示す交通に関する整備方針を実現するため、本事業区域の周辺道路の現状を把握し、土地区画整理事業による影響を踏まえた本事業区域周辺の交通環境の変化など、将来の交通状況を予測した上で、交通シミュレーションを実施し、道路整備計画を検討することを目的とする。

3 履行場所

鎌倉市御成町18番10号 ほか

4 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日までとする。

5 業務内容

（1）交通量調査等

交通量調査等における調査対象交差点及び交差点別の調査項目は、次の表のとおりとする。

また、調査は平日及び休日の2日間とし、調査時間は7時～19時（12時間）とする。なお、調査対象交差点（15箇所）の詳細位置は、別添案内図を参照する。

No.	交差点	自動車類交通量	歩行者等交通量	滞留長等	信号現示	道路現況
1	台二丁目	○	○	○	○	○
2	山崎跨線橋南	○	○	○	○	○
3	町屋駅前	○	○	○	○	○
4	富士塚小学校入口	○	○	○	○	○
5	深沢小学校入口	○	○	○	○	○
6	古館橋	○	○	○	○	○
7	深沢支所西	○	○	○	○	○
8	手広	○	○	○	○	○
9	深沢	○	○	○	○	○
10	深沢支所入口	○	○	○	○	○

11	既設 1	○	○	○	○	○
12	梶原口交番前	○	○	○	○	○
13	八雲神社前	○	○	○	○	○
14	既設 2	○	○	—	—	○
15	既設 3	○	○	—	—	○

ア 自動車類交通量調査

調査対象交差点を通過する車両に対して、方向別、車種別及び時間別に観測する。なお、車種分類は次に示す 5 車種とし、集計は 15 分毎とする。

車種区分	ナンバー	内 訳
乗用車類	3、5、7	軽乗用車、普通乗用自動車、小型乗用自動車
バス	2	路線バス、観光バス等
小型貨物車	4、6	軽貨物車、小型貨物自動車（ライトバン含む）
普通貨物車	0、1、9	通貨物自動車、特殊用途自動車（緊急自動車、クレーン車等）、 特殊自動車（ロード・ローラ、スタビライザ等）、 大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車（セミトレーラ等）
二輪車	—	原動機付き二輪車を含む

※ 外交官車両、在日米軍車両、自衛隊車両、臨時運行車両等及び独自ナンバーを付けている車両は、それぞれの形状及び用途等を想定し、上記の分類に含めて観測する。

※ 「8 ナンバー車」は、それぞれの形状及び用途等を想定し、各車種に区分して観測する。

イ 歩行者等交通量調査

調査対象交差点を通過する歩行者及び自転車に対して、横断歩道断面の方向別及び時間別に観測する。なお、分類は次に示す 2 種類とし、集計は 15 分毎とする。

区 分	内 訳
歩行者	自ら歩行又は車椅子等で移動している者、自転車を手押ししている者、身体障害者用の車椅子、歩行補助者並びに小児用の車（三輪車等）を観測する。 ※軽車両（リアカー及び牛馬車等）を引いている人、背負われている子供、ベビーカーの中にいる子供及び路上で遊んでいる人は観測対象外とする。
自転車	自転車の運転者を観測する。

※ デモ隊、葬列、通勤及び通学等の隊列は、観測した上で備考欄に記録する。

ウ 滞留長等調査

調査対象交差点の流入部において、滞留長及び渋滞長を観測するとともに、通過時間及び渋滞原因を調査する。なお、集計は 15 分毎とする。

※ 滞留長とは、信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離とする。なお、滞留長を計測する際、最後尾車両が停止した車線を記録する。

※ 渋滞長とは、滞留時最後尾車両が 1 回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線

からの距離とする。（ただし、1回の青信号で通過した場合の渋滞長は0mとする。）

- ※ 通過時間とは、信号が赤から青へ変わる瞬間の最後尾の自動車が停止線を通過するまでの時間とする。信号の1サイクルで交差点を通過できなかった場合は、その信号待ち時間も含まれる。

エ 信号現示調査

調査対象交差点において、信号制御による階梯図を描き、各信号機のサイクル長及び各現示のスプリット時間を観測する。観測は朝（7時～10時）、昼（11時～14時）、夕（16時～19時）の3時間帯とする。

オ 道路現況調査

調査対象交差点において、交差点形状、道路幅員（車線構成、右折車線長等）及び交通規制を調査する。

（2）深沢地域周辺道路の状況整理

ア 上位計画及び関係計画との整合、連携

上位計画及び関係計画との関係を整理し、連携、整合を図る。特に、基本計画、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市立地適正化計画などとの連携を考慮するとともに、鎌倉市が標榜しているウォーカブル推進都市の実現も考慮する。

イ 既往データによる周辺交通量の整理

道路交通センサスにおける交通量及び混雑度等の整理、パーソントリップ調査データ並びに過去の交通量調査等から深沢地域の交通状況を整理する。

ウ 道路環境の状況整理

道路環境の状況及び道路交通に関連する施設（路線バスなどの公共交通網、鉄道駅、公共公益施設、商業施設及び工場等）の分布状況を整理する。

エ 交通量調査結果及び将来交通量推計からの状況整理

（1）交通量調査結果及び過去の都市計画決定時に使用した協議資料などの将来交通量推計から、現在の交差点状況を整理する。なお、将来交通量推計の結果（交差点の方向別交通量等の必要データ）は、別途発注者から貸与する。

（3）深沢地域周辺道路の課題整理

ア 現況道路における課題整理

（1）及び（2）ア～ウで整理した内容から、現況道路における課題を取りまとめる。

イ 将来交通量推計結果からの課題整理

（2）エで整理した内容及び将来交通量推計から、将来交通量推計に関する課題を取りまとめる。

（4）道路整備方針の検討

ア 交通動線及び処理方法の検証

交通量調査を実施した15箇所の交差点において、信号現示の調整、右折車線の整備及びバスベイの設置等、交通課題の解決につながる処理パターン案を複数検討し、それぞれの案

を比較し、最適な交通動線及び処理方法を検証する。

イ 交差点解析（近接交差点解析を含む）

アで検証した交通動線及び処理方法に対して、交差点解析を実施する。

ウ 道路線形の検討

関連する道路設計と連携し、別紙案内図新設4～新設5間道路を含めた課題となる道路線形を検討する。なお、道路線形の検討に際しては、道路構造令などの関係法令を踏まえることとする。

エ 概算事業費の算出

アで検証した交通動線及び処理方法に係る概算工事費及び建物移転等の概算補償費を算出する。なお、移転補償費は敷地外からの目視による調査を実施し、その結果を基に算出する。

オ 道路整備方針の検討

上記の検討を基に、深沢地域周辺の交通課題を解決する道路及び交差点の整備方針を検討する。

（5） 道路整備計画の策定

（4）の検討を基に、上位計画及び関係計画と整合、連携を図り、事業の土地利用計画を支える将来道路網計画を策定し、短期、中期、長期での道路整備計画を策定する。

6 協議、打合せ

打合せ協議は、業務着手時、中間2回、成果物納入前の4回とする。打合せ事項は記録簿に取りまとめ、発注者に提出し相互に確認するものとする。

7 業務の進め方

（1） 本仕様書は鎌倉市まちづくり計画部深沢地域整備課が実施する本業務における契約書及び設計図書の内容の統一的な運用を図ると共に、その他必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（2） 本業務を実施するにあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項は、鎌倉市土木設計業務委託契約約款に従うものとする。

（3） その他、記載のない事項は、発注者の指示に従うものとする。

（4） 本業務を実施するにあたり、発注者の意図、目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高技術を発揮するように努める。

（5） 交通量調査に必要な手続きは受注者が行うこと。

8 法令等の遵守

法令及び条例等の関係諸法規を遵守する。

9 業務計画書

契約締結後、7日以内に作業内容を規定した業務計画書を作成し、発注者に提出した上で承諾

を受けるものとする。

10 資料の貸与

既往調査の結果等、本業務に必要な資料は発注者から貸与する。貸与された資料は業務完了後速やかに返却するものとする。ただし、本業務に必要な図書で市販されているものは、受注者側の負担において備えるものとする。

11 管理技術者

契約締結後、速やかに本業務の管理技術者を定め、発注者に対し通知するものとする。なお、管理技術者は技術士〔総合技術監理部門：建設 道路〕、もしくは技術士〔建設部門：道路〕のいずれかの資格を有するものとする。

12 提出書類

業務着手時及び業務完了時に、次の関係書類を発注者に速やかに提出し、承認を受けることとする。

(1) 業務着手時

- ア 着手届及び管理技術者選任届（経歴書を添付）
- イ 技術者名簿（経歴書を添付）
- ウ 業務計画工程表

(2) 成果物の納入時

- ア 業務委託完了届
- イ 成果物引渡書

13 成果物

業務完了後、速やかに次の成果物を提出することとする。

なお、電子データの仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- (1) 報告書 一式
- (2) 会議録 一式
- (3) 関係機関等協議資料 一式
- (4) 基本計画図 一式
- (5) 深沢地域周辺整備計画 一式
- (6) 上記の関連資料及び電子データ 一式
- (7) その他発注者が指定したもの 一式

14 著作権の帰属等

本契約による成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

また、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

15 土地への立入り

受注者は、本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者及び関係者と十分な協調を保ち、本業務が円滑に進捗するように努めるものとする。やむを得ない理由により、現地へ立ち入ることが不可能となった場合は、直ちに発注者に報告し、指示を受けることとする。

16 新型コロナウイルスによる業務中止等

新型コロナウイルスの影響により、発注者が本業務の中止を決定し、受注者に対して、その旨を通知した場合には、契約に基づく業務の履行を直ちに中止し、必要に応じて原状回復をするものとする。また、契約金額の定めにかかわらず、業務中止後は発注者及び受注者双方で協議の上、発注者は、受注者が中止するまでに履行した業務に要した費用及び原状回復に要した費用のみを支払うものとする。

17 その他

- (1) 本業務に関する事項は、機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり利用したりしないものとする。
- (2) 本業務期間中に、発注者から成果物の一部を求められた場合は、直ちに提出する。
- (3) 本業務完了後、受注者の過失又は遺漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者は発注者と相談の上速やかに訂正、補足その他の処理を実施する。